

ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス
個別約款（家事トク料金契約）

2025年6月2日実施

株式会社NTTドコモ

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 適用の限界	1
4. 料金	1
5. 割引制度	1
6. 精算	2
7. 設置確認及び解約等	2
8. その他	3
付則	4
(別 表)	5

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家事トク料金契約」とは、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款」（以下「基本約款」といいます。）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」又は「浴乾」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (3) 「ガス衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、衣類等を乾燥させることを主な目的とした燃焼機器、若しくはエネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して衣類等の乾燥を行うことを主な目的としたシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス機器保証サービス等」又は「ガス機器保証サービス等」とは、大阪ガスが別途指定する家庭用ガス機器の保証サービス、リース契約、住まいの駆けつけサービス等をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、浴乾又はガス衣類乾燥機を使用する需要で、お客さまが家事トク料金契約を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。なお、引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始する際に基本約款第34条第2号の大阪ガスによる検査及び調査のための作業で浴乾又はガス衣類乾燥機の所在が確認できない場合、本個別約款は適用されず、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般料金契約）」（以下「個別約款（一般料金契約）」）といたします。）を適用することとします。

3. 適用の限界

当社は、基本約款に基づき、お客さまからの本個別約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

4. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

5. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、イの割引種別の適用条件を満たすお客さまに対しては、4に定める料金から1か月につき口の割引額を差し引いたものを料金といたし

ます。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

イ 割引種別

割引種別は次のとおりといたします。複数の割引種別が適用となる場合は、割引率は適用となる割引種別の割引率の合計といたします。

割引種別	適用条件	割引率
①電気	家事トク料金契約の需要場所において、当社が別に定める「ドコモでんき供給約款」に基づく電気の需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）を締結していること	3パーセント
②ガス機器保証サービス等	家事トク料金契約の需要場所においてガス機器保証サービス等の適用を受けていること	2パーセント

ロ 割引額

割引額＝4に定める料金×イの割引率（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。また、適用する割引の変更についても、原則として、当社にお申し込みいただきます。なお、割引の変更日は、当該お申し込みがあった日以降、所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日といたします。

6. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、6(2)及び7(3)において同じ。）までさかのぼって個別約款（一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 5の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

7. 設置確認及び解約等

- (1) 当社又は大阪ガスは、浴乾・ガス衣類乾燥機が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。なお、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は家事トク料金契約の申し込みを承諾しない、又は家事トク料金契約を解約することといたします。

- (2) 浴乾・ガス衣類乾燥機を取り外した場合、電気需給契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、浴乾及びガス衣類乾燥機を取り外した場合は、家事トク料金契約を解約することといたします。電気需給契約が解約、解除その他事由を問わず終了した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、適用する割引を変更いたします。なお、当社は、電気需給契約・ガス機器保証サービス等のご契約状況またはご利用状況を確認させていただく場合があります。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日又は割引の変更日は、当社が2又は5に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日といたします。

8. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025年6月2日から実施いたします。

(別 表)

料 金 表

1. 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ご使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ご使用量が200立方メートルから350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ご使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G ご使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,262.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.57円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,263.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 2 . 5 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 3 5 8 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 0 . 6 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 8 3 4 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 5 . 9 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 8 3 8. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 5. 8 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 8 4 2. 3 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 5. 8 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 8 4 7. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 5. 8 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 8 5 7. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 5. 8 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。